

横浜市の『保健福祉事業』について

1 概要

『保健福祉事業』とは、介護者支援、介護予防、サービス利用に係る資金の貸付、その他必要な事業など、市町村が被保険者及び介護者に対して必要と判断し、独自に実施する事業で、財源はすべて第 1 号被保険者の保険料で賄います。本市では、新たに次の事業を令和 6 年度から『保健福祉事業』として実施します。

2 対象事業

(1) ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業【地域支援事業から移行】

生活保護世帯等又は市民税非課税世帯の要介護者で、ねたきり又は認知症の状態にあり、かつ在宅で介護を受けている方を対象に、紙おむつを給付します。

これまでは、地域支援事業として、保険料のほか公費を財源として実施していましたが、国から介護用品支給事業について、保健福祉事業等への移行を強く求められていることから保健福祉事業として実施します。

(2) ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成事業【新規】

ユニット型特別養護老人ホームを利用される方のうち、補足給付（部屋代・食費の軽減）が受けられず、収入に対する利用料の割合が高くなることが見込まれる方に対し、部屋代の一部を助成します。